

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第2

（談合等）

8 有資格業者等が次に掲げる機関が発注する工事等に関し、談合罪または競争入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。	
(1) 市	24月
(2) 県内における公共機関	18月
(3) 近畿府県内における公共機関	12月
(4) <u>近畿府県外の他の公共機関</u>	<u>6月</u>